

公益財団法人日本リウマチ財団 リウマチ登録薬剤師制度が発足

平成 26 年度の登録申請を平成 26 年 6 月 1 日より 9 月 30 日まで受付け、資格審査後、10 月 1 日付けでリウマチ財団登録薬剤師第 1 号誕生予定です。

(制度の目的)

リウマチ性疾患の薬物療法に精通した薬剤師を育成し、リウマチ財団登録医、リウマチケア看護師等と連携・協働して、リウマチ性疾患にかかる医療技術の進歩、医療水準の向上を図り、よりよい医療を提供するため、リウマチ財団登録薬剤師制度が発足しました。

(制度の対象となる薬剤師)

1. 医療機関、調剤薬局において、リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事している薬剤師
2. 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員

(リウマチ財団登録薬剤師の資格)

1. 直近の 5 年間に於いて、通算 3 年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事している薬剤師で、直近の 5 年間に於いて、次の各号の要件を満たす者
 - (1) リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿 20 例（抗リウマチ薬の調剤 3 例以上）を有すること
 - (2) 薬学的管理指導患者名簿のうち、10 例（抗リウマチ薬の調剤 3 例以上）については、薬学的管理指導記録の記載を有すること
 - (3) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20 単位以上取得した証明書を有すること。

※平成 28 年 9 月 30 日までは過渡的期間として、20 単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会参加実績が 3 回あればよい。

2. 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員

直近5年間において、次の各号の要件を満たす者

- (1) 引続き3年間のリウマチ性疾患の医療薬学に関する講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の指導時間数の合計単位（学校教育による履修単位）5単位
- (2) 財団が主催し又は認定する教育研修会に出席し、20単位以上取得した証明書を有すること。

※平成28年9月30日までは過渡的期間として、20単位以上の取得に替えて、財団主催、認定の教育研修会参加実績が3回あればよい。

(財団主催等研修会の開催について)

1. リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師研修会	
日 時：平成26年7月20日（日）	
場 所：全社協・灘尾ホール（新霞が関ビル内）	
※ プログラム作成次第、財団ホームページに掲載	
※ 教育研修会参加実績2回に相当	
2. リウマチ月間リウマチ講演会	
日 時：平成26年6月8日（日）	
場 所：丸ビルホール	
※ プログラム作成次第、財団ホームページに掲載	
※ 教育研修会参加実績1回に相当	
3. リウマチの治療とケア研修会 全国6地区	
北海道・東北地区	平成26年9月7日（日）
関東・甲信越地区	平成26年11月22日（土）
東海・北陸地区	平成26年10月19日（日）
近畿地区	平成26年10月5日（日）
中国・四国地区	平成26年7月27日（日）
九州・沖縄地区	平成26年11月3日（月・祝）
※ プログラム作成次第、財団ホームページに随時掲載	
4. その他財団共催、認定研修会	
※ 財団ホームページを参照、詳細を随時掲載	